

名 称	東京視覚障害者生活支援センター	
所 在 地	東京都新宿区河田町10-10	
電話番号/FAX番号	03-3353-1277	03-3353-1279
ホームページ/E-mail	http://www.tils.gr.jp	
担 当 者	長 岡 雄 一	
業務・受付時間	受付時間 9時30分から16時30分まで	
事業内容	<p>障害者総合支援法による、視覚障害のある方の以下の訓練を実施している事業所です。</p> <p>① 機能訓練 白杖を使用した歩行訓練・パソコン訓練・点字訓練・調理等の身の回りの訓練・ロービジョン訓練等を行います。 訓練は、一人一人のスケジュールを組んで行い、利用期間は基本的には1年6か月以内です。 年齢については特に制限がありませんが、訓練に通ってきていただけることが必要です。</p> <p>② 就労移行支援 主として、将来的に、一般就労を考えている方を対象として、パソコン訓練を中心とした訓練を行っています。 一般就労については、事務職としての就労と、三療の国家資格をすでにお持ちの方のヘルスキーパー等としての就職を目標としていきます。 また、職場での生活力や日常の生活力の向上のため、歩行訓練やロービジョン訓練などのワンポイント訓練を行います。 利用期間は24か月以内です。</p> <p>③ 特定相談支援事業 機能訓練や就労移行支援などのサービスを利用する際に必要な障害福祉サービス受給者証の交付にあたって求められるサービス等利用計画の作成を行います。</p>	
対象地域	通所のみ事業所ですので、通所できる地域にお住まいの方が対象となります。	
対象者の条件	通所で訓練を受けることが可能である方、障害者総合支援法の障害サービス受給者証が交付される方が対象です。ただし、就労移行支援については、64歳までの方が対象になります。	
費用負担	機能訓練は1日1000円程度。就労移行支援は1300円程度ですが、所得により1か月の負担額の上限が役所より決められます。東京では、負担額の上限は0円、9300円、37200円の3段階になっています。	
そ の 他	随時、2時間ほどの体験訓練を実施していますので、ご相談ください。	